

柏崎民商会報

18年 4月 2日

〒九四五〇八二二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL (〇二五七) 二三一一九九七 (代)
FAX (〇二五七) 二二一九三〇七

「軽減税率」「インボイス」 「消費税率10%」を中止させよう

安倍政権は、来年の10月から消費税率10%への引き上げと軽減税率・インボイス方式（適格請求書等保存方式）を導入しようとしています。

「軽減税率」は、10%増税後も一部の品目を現行税率8%に据え置きますが、国民一人あたり約4万円の負担増。

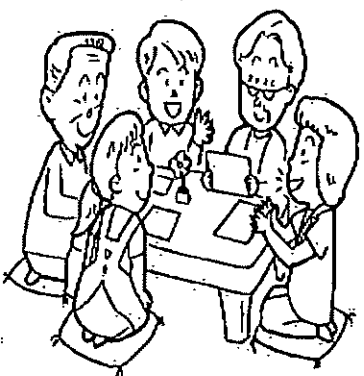
「インボイス」は、8%と10%の税率を取引ごとに区分した請求書等のこと。課税業者には税率区分集計などの新たな事務負担増が求められます。「インボイス」が導入されると「事業者登録番号」が記載された請求書だけが「仕入税額控除」の対象になります。売上1000万円以下の消費税免税業者は税務署から登録番号がもらえず、インボイスが発行できません。500万人を超える免税業者はインボイスが発行できないために、廃業に追い込まれかねず、取引を続けるためには免税業者は課税業者になるか、の選択が迫られます。危険な内容を知らせ、10%増税反対署名を集め、世論と運動を広げましょう。



費税等の分納相談を税務署へ集団で行ってきました。昨年からは「申請型『換価の猶予』」を活用した「集団申請を始めました。

3月23日には「消費税、所得税等の分納・換価の猶予の相談学習会」を開き、2名の会員さんが参加しました。

今回参加した飲食業を営む会員さんは、昨年は「換価の猶予申請書」や「財産収支状況書」を作成することが面倒と普通の分納相談を税務署に依頼しましたが、今回は換価の猶予申請にチャレンジ。初の分納相談にきた建築関連業者は学習に基づき、即、換価の猶予申請にチャレンジしました。



今月中に税務署へ集団申請をします。分納希望者は早めに役員又は事務所へ連絡下さい。

助け合いのひと声をかけよう 事務所に会外業者が相談に



3月10日前後には、社会保険料滞納で会外業者の来所。20日前後には、入会したいと会外業者が来所。助け合いの声かけをしよう。

3月23日に分納学習相談会開く 参加者は換価の猶予申請に挑戦

民商では、消費税納税が1回で納められない料飲支部の会員さんの声に応え、5年前から消

4月8日に新潟市で消費税学習会

先々週の商工新聞にチラシを折り込みました。軽減税率やインボイスの学習会。詳細はウラ面。参加費無料。誘い合って参加しましょう。